

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）（第十四条関係）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第一章（第七章）（略）</p> <p>第八章 株主</p> <p>第一節 通則（第三十四条の二 第三十四条の五）</p> <p>第二節 銀行主要株主に係る特例</p> <p>第一款 通則（第三十四条の六 第三十四条の八）</p> <p>第二款 監督（第三十四条の九）</p> <p>第三節 銀行持株会社に係る特例</p> <p>第一款 通則（第三十四条の十 第三十四条の十四）</p> <p>第二款 業務及び子会社等（第三十四条の十五 第三十四条の二十三）</p> <p>第三款 経理（第三十四条の二十四 第三十四条の二十八）</p> <p>第四款 合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第三十四條の二十九 第三十四條の三十一）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、</p> | <p>目次</p> <p>第一章（第七章）（略）</p> <p>第八章 銀行持株会社</p> <p>第一節 通則（第三十四条の二 第三十四条の六）</p> <p>第二節 業務及び子会社等（第三十四条の七 第三十四条の十四の二）</p> <p>第三節 経理（第三十四条の十五 第三十四条の十七）</p> <p>第四節 合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第三十四條の十八 第三十四條の十九）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、</p> |

定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」又は「銀行持株会社」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社又は銀行持株会社をいう。

（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる要件）

第一条の二 法第九条第九項に規定する内閣府令で定める要件は、銀行が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。第一条の五及び第一条の七において「財務諸表等規則」という。）第八条第六項第二号イからホまでに掲げる要件とする。

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、法第十六条の三第八項、法第五十二条の二第二項、法第五十一条の三第五項、法第五十二条の四第四項、法第五十二条の二十四第八項、法第五十三条第四項、銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第二項、第十七条の二第七項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十

定期積金等」、「預金者等」、「発行済株式の総数等」、「株式等」、「子会社」、「持株会社」又は「銀行持株会社」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、発行済株式の総数等、株式等、子会社、持株会社又は銀行持株会社をいう。

（新設）

（会社が所有する株式等に含めない株式等）

第一条の二 法第二条第九項（法第十六条の三第八項、法第五十二条の八第八項、法第五十三条第二項、第十七条の二第七項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の二第六項、第三十四条の八第七項、第三十四条の十一第五項、第三十四条の十三第三項、第三十四条の十八第三項、第三十四条の十八の二第三項、第三十四條の十九第三項及び第三十五条第九項において準用する場合を

六第七項、第三十四條の十九第五項、第三十四條の二十一第三項、第三十四條の二十九第三項、第三十四條の三十第三項、第三十四條の三十一第三項及び第三十五條第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二條第六項に規定する議決権をいう。次項、第一條の五から第一條の八まで、第三條、第三章、第五章、第八章（第三十四條の二十六を除く。）及び第九章において同じ。）とする。

一 証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。）及び証券業（法第十六條の二第一項第三号に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式等

二 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二條第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場

含む。次項において同じ。）の規定により、会社が所有する株式等に含まないものとされる内閣府令で定める株式等は、証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。）及び証券業（法第十六條の二第一項第三号に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式等並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二條第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）とする。

（新設）

（新設）

合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)

四 前二号に準ずる株式等で、金融庁長官の承認を受けた株式等

2 法第二条第十一項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十二条の規定により当該会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権とする。

(新設)

(新設)

2 法第二条第九項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十二条の規定により当該会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。

3| 銀行は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

4| 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請に係る株式等について、当該申請をした銀行が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができないものであるかどうかを審査するものとする。

(新設)

(法人に準ずるもの)

第一条の四 第三条の二第一項第一号に規定する法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものとする。

(新設)

(計算書類等に係る連結の方法等)

第一条の五 第三条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社とする。

(新設)

2| 第三条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算される数は、当該会社の保有する当該銀行の特定議決権(第二条第六項に規定する議決権から商法第二百一十一条ノ二第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を除いたものをいう。以下この条及び第一条の七において同

じ。 )の次に、その連結する会社等(同号に規定する会社等をいう。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。)について、次の各号に掲げるその区分に従い、それぞれ当該各号に定める当該銀行の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率(その保有する一の銀行の特定議決権の数を当該銀行の総株主の特定議決権の数で除して得た数をいう。第一条の七において同じ。)を当該銀行の総株主の議決権の数に乗じて得た数とする。

一 当該会社の子会社(財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。 ) その保有する当該銀行の特定議決権の数

二 当該会社の関連会社(財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。 ) 当該関連会社の純資産のうち当該会社に帰属する部分の当該純資産に対する割合を当該関連会社の保有する当該銀行の特定議決権の数に乗じて得た数

(密接な関係を有する会社等)

第一条の六 法第三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める会社等は、次に掲げる会社等とする。

一 当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

二 他の会社等が当該会社等に係る議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

(連結基準対象会社等に準ずる者)

(新設)

(新設)

第一条の七 法第三条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 銀行持株会社の主要株主基準値以上の議決権の保有者（法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第一号から第六号までに掲げる者を除く。）その保有する当該銀行持株会社の議決権の数を当該銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該銀行持株会社の子会社である銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該銀行持株会社及び当該銀行持株会社の子会社等（法第五十一条の二十五に規定する子会社等という。）が保有する当該銀行持株会社の子会社である銀行の議決権の数を合算して得た数のつちいずれか少ない数

二 法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「銀行」を「銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該銀行持株会社の子会社である銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者及びその連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）（に属する会社等、当該者の合算議決権数）同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該

者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。次号及び第三十四条の五において同じ。）が保有する当該銀行持株会社の子会社である銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

三 銀行の議決権の保有者である会社（財務諸表等規則第八条第八項に規定する財務諸表提出会社に限る。）（法第三条の二第二項第六号に掲げる者を除く。）のうち、当該会社、その共同保有者及び財務諸表等規則第八条第六項第三号に規定する認められる者又は当該会社及び当該認められる者の保有する当該銀行の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率が百分の二十である会社（第一条の二に規定する要件に該当する場合に限る。）当該特定議決権比率を当該銀行の総株主の議決権の数に乗じて得た数

（営業の免許の申請等）

第一条の八 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役全員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 当該株式会社に関する次に掲げる書類

イ ホ （略）

ハ 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その

（営業の免許の申請等）

第一条の三 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役全員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 当該株式会社に関する次に掲げる書類

イ ホ （略）

ハ 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その

他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ト〜リ（略）

三・四（略）

2（略）

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）の資本の額が令第三条に規定する額以上であり、かつ、その営もつとする銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二丁四（略）

（外国銀行に係る特殊関係者）

第三条 令第一条の二第七号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）又は当該外国銀行に係る令第一条の二第一号から第六号までに掲げる者が銀行業の免許を申請した者の議決権の一部を保有している

他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその持株数を記載した書類

ト〜リ（略）

三・四（略）

2（略）

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）の資本の額が銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）以下「令」という。）第三条に規定する額以上であり、かつ、その営もつとする銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二丁四（略）

（外国銀行に係る特殊関係者）

第三条 令第一条第七号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）又は当該外国銀行に係る令第一条第一号から第六号までに掲げる者が銀行業の免許を申請した者の株式の一部を保有している場合に

場合における当該外国銀行又は当該外国銀行に係る令第一条の二第一号から第六号までに掲げる者と主たる営業所の所在地を同一の国とする者で、当該銀行業の免許を申請した者の議決権の一部を保有しているもの

二 銀行が支店の設置又は銀行業を営むための会社の設立をすることができない国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条、第三十条及び第三十三条において「発行済株式等」という。）の百分の五を超える数又は額の株式等を保有しているものに限る。）により合計して外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

（法第四条第三項に規定する総株主の議決権に乗じる率）

#### 第四条（略）

（営業所等の定義等）

第八条 法第八条第一項及び第二項に規定する営業所とは、銀行が法第十条第一項各号に掲げる業務の全部又は一部を営む施設又は設備（携帯型の設備及び銀行以外の者が占有し又は管理する設備を除く。以下同じ。）をいう。

2 法第八条第一項に規定する本店とは、銀行の業務を統括する施設であつて、本店として登記がなされているものをいう。

おける当該外国銀行又は当該外国銀行に係る令第一条第一号から第六号までに掲げる者と主たる営業所の所在地を同一の国とする者で、当該銀行業の免許を申請した者の株式の一部を保有しているもの

二 銀行が支店の設置又は銀行業を営むための会社の設立をすることができない国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条、第三十条及び第三十三条において「発行済株式等」という。）の百分の五を超える数又は額の株式又は持分を保有しているものに限る。）により合計して外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

（法第四条第三項に規定する発行済株式の総数に乗じる率）

#### 第四条（略）

（営業所の定義等）

第八条 法第八条に規定する営業所とは、銀行が法第十条第一項各号に掲げる業務の全部又は一部を営む施設又は設備（携帯型の設備及び銀行以外の者が占有し又は管理する設備を除く。以下同じ。）をいう。

2 法第八条に規定する本店とは、銀行の業務を統括する施設であつて、本店として登記がなされているものをいう。

3 法第八条第一項及び第二項に規定する支店とは、営業所のうち本店に従属し、当該営業所の名において、かつ、その計算において、銀行の業務を営む施設をいう。

4 法第八条第一項及び第二項に規定する種類の変更とは、銀行の本店（第二項に規定する本店をいう。以下同じ。）及び支店（前項に規定する支店をいう。以下同じ。）以外の営業所（以下「出張所」という。）から支店へ並びに支店から出張所への変更をいう。

5 法第八条第一項及び第二項に規定する代理店とは、銀行の委任を受けて、当該銀行のために、銀行の業務の全部又は一部の代理をするものをいう。

（営業所等の設置等の届出等）

第九条 法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の設置又は位置の変更をする場合

二 増改築その他のやむを得ない理由により営業所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）

三 前号に規定する位置の変更に係る営業所を変更前の位置に復する場合

四 出張所を廃止する場合

2 銀行は、法第八条第一項の規定による営業所の設置、位置の変更

3 法第八条に規定する支店とは、営業所のうち本店に従属し、当該営業所の名において、かつ、その計算において、銀行の業務を営む施設をいう。

4 法第八条に規定する種類の変更とは、銀行の本店（第二項に規定する本店をいう。以下同じ。）及び支店（前項に規定する支店をいう。以下同じ。）以外の営業所（以下この条及び第十条において「出張所」という。）から支店へ並びに支店から出張所への変更をいう。

（新規）

（営業所の設置等の認可の申請等）

第九条 銀行は、法第八条の規定による営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 認可を受ける事項が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

三 位置の変更又は種類の変更をする場合には、当該営業所の最近の業況を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更

種類の変更又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に理由書その他金融庁長官等が必要と認める事項を記載した書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3 銀行は、法第八条第一項の規定による代理店（当該代理店の支店（代理店である金融機関の営業所）第十七条、第十九条の二、第三十四条の二十六及び第三十五条において「金融機関代理店」という）を除く。）を含む。）の設置又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書  
二 代理店を設置する場合には、代理業務を営む施設の位置その他の金融庁長官が別に定める事項を記載した代理店契約書の案

三 その他金融庁長官等が必要と認める事項を記載した書類  
4 前項に規定する「金融機関」とは、銀行又は長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）その他金融庁長官が別に定める金融機関をいう。）  
第九条の三第二項及び第十七条において同じ。）。

の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該営業所の設置又は種類の変更が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第三十九号）第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第九条の三第二項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二 当該申請をした銀行の経営管理に係る体制等に照らし、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。  
三 当該営業所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、顧客の情報の管理が適切に行われること。  
四 当該営業所が支店の場合には、支店としての登記が行われること。  
五 当該営業所の名称中に支店、出張所その他銀行の営業所であることを示す文字を使用し、かつ、当該営業所の店頭に掲示すること。

3 金融庁長官等は、第一項の規定による営業所の位置の変更の認可の申請があつたときは、位置の変更前の当該営業所の顧客に対し著しい支障を及ぼすものでないかどうかを審査するものとする。

(外国における営業所の設置等の認可の申請等)

第九条の二 銀行は、法第八条第二項の規定により外国における営業所の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 認可を受ける事項が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

三 種類の変更をする場合には、当該営業所の最近の業況を記載した書類

四 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2| 金融庁長官は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該営業所の設置又は種類の変更が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第一

総理府

4| 金融庁長官等は、第一項の規定による営業所の廃止の認可の申請があつたときは、当該営業所の顧客に係る取引が当該申請をした銀行の他の営業所又は他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該営業所の顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。

(代理店の定義)

第九条の二 法第八条に規定する代理店とは、銀行の委任を受けて、当該銀行のために、銀行の業務の全部又は一部の代理をするものをいう。

項に規定する区分等を定める命令(平成十二年 令第三十九

大蔵省

号)第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等(法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第二項第一号及び第九号において同じ。)の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二 当該申請をした銀行の経営管理に係る体制等に照らし、銀行の業務を確、公正かつ効率的に遂行することができること。

三 当該営業所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、顧客の情報の管理が適切に行われること。

3| 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。)の設置をする場合

二 出張所を廃止する場合

4| 金融庁長官は、第一項の規定による営業所の廃止の認可の申請があつたときは、当該営業所の顧客に係る取引が当該申請をした銀行の他の営業所又は他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該営業所の顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。

(外国における代理店の設置等の認可の申請等)

(代理店の設置等の認可の申請等)

第九条の三 銀行は、法第八条第二項の規定により外国における代理店の設置又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。一

(略)

二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

(削る)

2 金融庁長官は、前項の規定による代理店の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

四 当該代理店において、代理業務に係る財産と代理店の固有の財産とが分別して管理されること。

五 代理業務を委任する銀行の名称、代理店であることを示す文字及び当該代理店の名称を店頭に掲示すること。

六 当該代理店において営む業務が法第十条第一項各号に掲げる業務その他顧客の利便に照らし必要なものとして金融庁長官が定める業務であること。

七 代理店になろうとする者が個人である場合には、当該個人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

第九条の三 銀行は、法第八条の規定による代理店の設置又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 認可を受ける事項が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

三 代理店を設置する場合には、代理業務を営む施設の位置その他の金融庁長官が別に定める事項を記載した代理店契約書の案

2 金融庁長官等は、前項の規定による代理店の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

(新設)

四 当該代理店の名称中に代理業務を委任する銀行の名称及び代理店であることを示す文字を使用し、かつ、当該代理店の名称をその営業所の店頭に掲示すること。

五 当該代理店において営む業務が、当座預金を除く預金及び定期積金の受入れ、住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付け、内国為替取引その他の銀行の業務の公共性及び顧客の利便に照らし、必要と認められるものであること。

六 代理店になろうとする者が個人である場合には、当該個人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イハ(略)

ハ 代理店になろうとする者が法人である場合(金融機関を除く。

イ)には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ(略)

ロ 代理業務を委任する銀行が発行済株式の総数又は又は出資の総額を所有する法人、又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であること。

ハ(略)

九 代理店になろうとする者が金融機関である場合には、当該金融機関が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。

ロ 代理店になろうとする金融機関の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項の表の非対象区分に相当する区分に該当し、かつ、当該金融機関及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項の表の非対象区分に相当する区分に該当するものであること。

十(略)

(削る)

イハ(略)

七 代理店になろうとする者が法人である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ(略)

ロ 代理業務を委任する銀行が発行済株式の総数等に相当する数又は額の株式等を所有する法人、又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であること。

ハ(略)

(新設)

ハ(略)

九 当該申請をした銀行が、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、本店に備え置くこと。

イ 代理店の名称、住所、資本の額並びに代表取締役及び常務に従事する取締役の住所及び氏名(代理店が個人である場合には、住所及び氏名)

(削る)

3 金融庁長官は、第一項の規定による代理店の廃止の認可の申請があつたときは、当該代理店の顧客に係る取引が当該申請をした銀行の他の営業所又は他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該代理店の顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。

(代理店の業務の適切性等を確保するための措置)

第十条 法第八条第三項に規定する銀行が代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置は、当該代理店が前条第二項第三号から第十号までに掲げる基準を満たすために必要なものとする。

(業務の代理)

ロ 代理業務の種類

ハ 代理業務の開始年月日

十 当該代理店において、代理業務に係る財産と代理店の固有の財産とが分別して管理されること。

3 金融庁長官等は、第一項の規定による代理店の廃止の認可の申請があつたときは、当該代理店の顧客に係る取引が当該申請をした銀行の他の営業所又は他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該代理店の顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。

(営業所の設置等の認可を要しない場合)

第十条 法第八条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。)

の設置又は位置の変更をする場合

二 増改築その他のやむを得ない理由により営業所の位置の変更をする場合(変更前の位置に復することが明らかでない場合に限る。)

三 前号に規定する位置の変更に係る営業所を変更前の位置に復する場合

四 出張所を廃止する場合

五 外国に所在する営業所の位置を変更する場合

(業務の代理)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務）（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理

二 六（略）

（預金者等に対する情報の提供）

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 主要な預金等（法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。）以下この条、第十三条の五及び第十三条の六において同じ。）の金利の明示
- 二 六（略）
- 三 六（略）

（預金の受払事務の委託）

第十三条の六の四 銀行は、現金自動支払機その他の金融庁長官が別

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第一条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務）（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理

二 六（略）

（預金者等に対する情報の提供）

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 主要な預金等（法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。）以下この条から第十三条の六までにおいて同じ。）の金利の明示
- 二 六（略）
- 三 六（略）

（新設）

に定める機械)以下、本条及び第十七条において「現金自動支払機等」という。)による預金に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための的確な措置及び顧客が当該銀行と当該委託を受けたるその他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十四条の二 法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて同じ。)の額(第十四条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～三 (略)

四 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(中小企業総合事業団により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。)

五 (略)

六 (略)

(法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十四条の二 法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて同じ。)の額(第十四条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～三 (略)

(新設)

四 (略)

五 (略)

2・3 (略)

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 (略)

2 (略)

(削除)

2・3 (略)

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 (略)

2 (略)

3| 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図を行うことができるものに限る。)に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(投資信託及び投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定によ

3| (略)

(休日の承認の申請等)

第十五条 (略)

2 (略)

3 当座預金業務を営まない営業所において、令第五条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日(次項において「指定休日」という。)

以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による第三十二条第二項の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官は、同項第三項に規定する審査のほか、前項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

4 銀行が前項に規定する申請書に基づき法第四十七の二に規定する認可を受けたときは、前項に規定する営業所が指定休日以外の日を休日とすることについて、令第五条第二項第二号の承認を受けたものとみなす。

(臨時休業の届出等)

第十七条 (略)

2 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

り当該法人等が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。)に係る議決権を含むものとする。

4| (略)

(休日の承認の申請等)

第十五条 (略)

2 (略)

3 当座預金業務を営まない営業所において、令第五条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日(次項において「指定休日」という。)

以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による第九条第一項の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官等は、同条第二項に規定する審査のほか、前項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

4 銀行が前項に規定する申請書に基づき法第八条に規定する認可を受けたときは、前項に規定する営業所が指定休日以外の日を休日とすることについて、令第五条第二項第二号の承認を受けたものとみなす。

(臨時休業の届出等)

第十七条 (略)

2 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十六条第一項、法第二十七条若しくは法第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

二 法第十五条第一項に規定する銀行の休日、業務の全部又は一部を営む銀行又はその代理店の営業所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 銀行又はその代理店の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

四（略）

五 金融機関代理店において当該代理店である金融機関の業務の全部又は一部の休止に伴い銀行の業務の全部又は一部を休止する場合

3| 法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 銀行又はその代理店の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

二 前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

三 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

一 法第二十六条第一項又は法第二十七条の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

二 法第十五条第一項に規定する銀行の休日、業務の全部又は一部を営む銀行又はその代理店の営業所において、当該休日における現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）による業務の全部又は一部を休止する場合（当該休止の期間が一営業日以上にわたる場合を除く。）

三 銀行又はその代理店の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合及び当該休止の期間が一営業日以上にわたる場合を除く。）

四（略）

（新設）

3| 法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める営業所は、銀行又はその代理店の無人の営業所及び前項第二号に該当する営業所並びに外国に所在する営業所とする。

(証券専門会社の業務等)

第十七条の二 (略)

2 法第十六条の二第一項第九号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所(証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 (略)

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を銀行又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)により第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当該株式会社の株式が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき)に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式が当該銀行又はその子会社により第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行に係る法第十六条の二第一項第九号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する

(証券専門会社の業務等)

第十七条の二 (略)

2 法第十六条の二第一項第十号及び第十六条の三第七項第二号に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所(証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 (略)

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式等を銀行又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)により第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当該株式会社の株式等が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき)に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式等が当該銀行又はその子会社により第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十号及び第十六条の三第七項第二号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する

会社（以下この項及び第十七条の六第九号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該銀行に係る法第十六条の二第一項第九号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

5 法第十六条の二第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次条第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第十六条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号

会社（以下この項及び第十七条の六第六号において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十号及び第十六条の三第七項第二号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式の数又は額が当該処分基準日における基準株式数等（国内の会社（法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数等を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5 法第十六条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、次条第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第十六条の二第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各

に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 (略)

二 法第十六条の二第一項第八号及び第九号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

三・四 (略)

7 法第二十一条第十一項の規定は、第四項に規定する議決権について準用する。

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜十六 (略)

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。))若しくは保守を行う業務を含む。(

十八〜二十六 (略)

号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 (略)

二 法第十六条の二第一項第八号から第十号までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

三・四 (略)

7 法第二十一条第九項の規定は、第四項に規定する株式等について準用する。

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜十六 (略)

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。)

十八〜二十六 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜八 (略)

九 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「証券等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「利用者」という。)(に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供者に当該金額を交付する業務

九の二 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務

十 (略)

十一 機械類その他の物品又は物件(以下この号において「リース物品等」という。)(を使用させる業務)(次に掲げる要件をすべて

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜八 (略)

九 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供者から商品を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物(以下この号において「証券等」という。)(をこれにより商品を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号において「利用者」という。)(に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供者から商品を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供者に当該金額を交付する業務

(新設)

十 (略)

十一 次に掲げる要件のすべてを満たす契約に基づいて機械類その他の物品(以下この号において「リース物品」という。)(を使用

満たす契約に基づいて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ リース物品等を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ・ロ（略）

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三了十七（略）

十八 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社（長期信用銀

させる業務

イ リース物品を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ・ロ（略）

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條に規定する組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三了十七（略）

十八 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社（長期信用銀

行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。  
。次号において同じ。）若しくは子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第五十二條の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第三十二号及び次項において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務  
十八の二、三十二（略）

二十三 民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五條に規定する匿名組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三條第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号、第七号及び第八号に該当するものを除く。）

二十四、三十六（略）  
三、五（略）

6 法第十六条の二第二項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である証券専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。

7 法第十六条の二第二項第六号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。

行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。  
。次号において同じ。）若しくは子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第五十二條の七第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第三十二号及び次項において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務  
十八の二、三三十六（略）

二十三 民法第六百六十七條に規定する組合契約、商法第五百三十五條に規定する匿名組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三條第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号、第七号及び第八号に該当するものを除く。）

二十四、三十六（略）  
三、五（略）

6 法第十六条の二第二項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である証券専門会社が、その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する同条第一項第十一号に規定する持株会社とする。

7 法第十六条の二第二項第六号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である保険会社が、その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する同条第一項第十一号に規定する持株会社とする。

(法第十六条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)  
第十七条の四 法第十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 銀行又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得(当該銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

四 銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該銀行又はその子会社の請求による場合を除く。)

五 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

六 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

七 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

2 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第十七条の三第三項第一号から第十八号の二までに掲げる業務

(法第十六条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)  
第十七条の四 法第十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少

四 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の商法第二百十条第一項に規定する定時総会の決議による自己の株式の取得

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(新設)

二 第十七条の三第二項第三十五号に掲げる業務（同条第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。）

三 第十七条の三第二項第三十六号に掲げる業務（同条第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）  
第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四（略）

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。第十七条の七において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類  
六（略）

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした銀行（以下この項において「申請銀行」という。）の資本の額が当該申請に係る子会社対象銀行等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）  
第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四（略）

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等（法第十六条の三第一項に規定する基準株式数等をいう。第十七条の七において同じ。）を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類  
六（略）

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした銀行（以下この項において「申請銀行」という。）の資本の額が当該申請に係る子会社対象銀行等の株式を取得し、又は所有するに足りる十分な額であること。

二丁六（略）

3・4（略）

5 法第二十条第十一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三（略）

四 銀行又はその子会社が所有する商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該銀行又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

七 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

九 第十七条の二第四項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められ

二丁六（略）

3・4（略）

5 法第二十条第九項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する株式等について準用する。

（法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三（略）

四 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少

（新設）

（新設）

（新設）

五 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の商法第二百一十条第一項に規定する定時総会の決議による自己の株式の取得

六 第十七条の二第四項の規定による新規事業分野開拓会社の株式の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる

る理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため  
当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第十七条の七 銀行は、法第十六条の三第二項ただし書の規定による  
基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受け  
ようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁  
長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を  
超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の  
方法に関する方針を記載した書類

四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当  
該申請をした銀行又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を  
保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどう  
かを審査するものとする。

3 法第二条第十一項の規定は、第一項第三号に規定する議決権につ  
いて準用する。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

理由により当該株式を譲渡することが著しく困難であるため当該  
株式を処分することができないこと。

七 (略)

(基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認の申請)

第十七条の七 銀行は、法第十六条の三第二項ただし書の規定による  
基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認を受け  
ようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁  
長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該承認に係る国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を  
超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等の処分の  
方法に関する方針を記載した書類

四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当  
該申請をした銀行又はその子会社が基準株式数等を超えて株式等を  
所有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどう  
かを審査するものとする。

3 法第二条第九項の規定は、第一項第三号に規定する株式等につ  
いて準用する。

(基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合)

第十七条の七の二 (略)

2・3 (略)

(業務報告書等)

第十八条 (略)

2・4 (略)

5 銀行は、やむを得ない理由により前各項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官(令第十七条の二の規定により当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長)の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

6・7 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店に係る法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 外国銀行支店の概況に関する次に掲げる事項
- イ 外国銀行支店の日本における代表者の氏名及び役職名
- ロ (略)

第十七条の七の二 (略)

2・3 (略)

(業務報告書等)

第十八条 (略)

2・4 (略)

5 銀行は、やむを得ない理由により前各項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官(令第十七条の規定により当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長)の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

6・7 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店に係る法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 外国銀行支店の概況に関する次に掲げる事項
- イ 外国銀行支店の代表者の氏名及び役職名
- ロ (略)

ハ 営業所及び代理店の名称及び所在地

二・三 (略)

3・4 (略)

5 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

一 銀行（代理店（第三号に掲げるものを除く。）を含む。次号において同じ。）の無人の営業所

二 (略)

三 銀行の金融機関代理店

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 銀行及びその子会社等（法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)～(5) (略)

(6) 銀行が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

(新設)

二・三 (略)

3・4 (略)

5 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

一 銀行（代理店を含む。次号において同じ。）の無人の営業所

二 (略)

(新設)

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 銀行及びその子会社等（法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)～(5) (略)

(6) 銀行が所有する子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

(7) 銀行の一の子会社等以外の子会社等が所有する当該一の子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

二・三（略）

（合併の認可の申請）

第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～十二（略）

十三 合併後存続する銀行若しくは合併により設立される銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第十六條の三第一項に規定する基準議決権数をいう。次條第十四号及び第二十三條第十号において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四（略）

（分割の認可の申請）

第二十二條の二 銀行は、法第三十條第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～十三（略）

十四 当該分割により銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二・三（略）

（合併の認可の申請）

第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～十二（略）

十三 合併後存続する銀行若しくは合併により設立される銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等（法第十六條の三第一項に規定する基準株式数等をいう。次條第十四号及び第二十三條第十号において同じ。）を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四（略）

（分割の認可の申請）

第二十二條の二 銀行は、法第三十條第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～十三（略）

十四 当該分割により銀行又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五（略）

（営業譲渡等の認可の申請）

第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による営業の譲渡若しくは譲受け又は同条第四項の規定による事業の譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～九（略）

十 当該営業の譲受けにより銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十一（略）

（外国銀行の営業の免許の申請）

第二十八条 外国銀行は、法第四十七条第一項の規定に基づきその主たる外国銀行支店（法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。第三十七条第三項において同じ。）を定めて法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、当該外国銀行の代表権を有する役員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～四（略）

十五（略）

（営業譲渡等の認可の申請）

第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による営業の譲渡若しくは譲受け又は同条第四項の規定による事業の譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～九（略）

十 当該営業の譲受けにより銀行又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十一（略）

（外国銀行支店の営業の免許の申請）

第二十八条 外国銀行は、その支店又は代理店（以下この条において「支店等」という。）について、法第四十七条第一項の規定に基づき法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、当該外国銀行の代表権を有する役員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～四（略）

五 当該申請に係る外国銀行支店の位置を記載した書類

六 当該申請に係る外国銀行支店の営業開始後三営業年度における収支の見込みを記載した書類

七 代理店について当該免許を受けようとする場合には、代理店契約書の案

八 当該外国銀行支店の日本における代表者の履歴書

九 当該外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書類

十 当該外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

十一 当該申請に係る外国銀行支店の設置が外国の行政機関の許可、認可その他の行為（以下この号及び第三十二條第二項において「許可等」という。）を要するものである場合には、当該許可等があつたことを証明する書類

十二 その他法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（外国銀行の営業の免許の予備審査）

第二十九条（略）

（新設）

五 当該支店等の営業開始後三営業年度における収支の見込みを記載した書類

六 代理店について当該免許を受けようとする場合には、第九條の第三項第三号に規定する代理店契約書の案

七 当該支店等の代表者の履歴書

八 当該外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書類

九 当該外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

十 当該支店等の設置が外国の行政機関の許可、認可その他の行為（以下この号において「許可等」という。）を要するものである場合には、当該許可等があつたことを証明する書類

十一 その他法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（外国銀行支店の営業の免許の予備審査）

第二十九条（略）

(外国銀行の免許に係る特殊関係者)

第三十条 (略)

(削除)

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 法第四十七条の二に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。)の設置
- 二 出張所又は代理店の廃止

2) 外国銀行支店は、法第四十七条の二の規定による従たる外国銀行支店(法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。次項において同じ。)の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

(外国銀行支店の免許に係る特殊関係者)

第三十条 (略)

(外国銀行支店の利益準備金の積立てに関する特例)

第三十一条の二 外国銀行は、令第十三条第三項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2) 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、法第四条第一項の免許に係るすべての外国銀行支店を一の外国銀行支店が統括しているかどうかを審査するものとする。

(外国銀行支店の資料の提出)

第三十二条 法第四十八条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第二号(特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第二号の二)の中間業務報告書及び別紙様式第四号(特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第四号の二)の業務報告書に記載すべき事項とする。

- 二 当該従たる外国銀行支店の設置が外国の行政機関の許可等を要するものである場合には、当該許可等があつたことを証明する書類
  - 三 代理店の設置について認可を受けようとする場合には、代理店契約書の案
  - 四 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類
- 3) 金融庁長官は、前項の規定による従たる外国銀行支店の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請をした外国銀行支店の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした外国銀行支店に係る外国銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項の表の非対象区分に相当する区分に該当し、かつ、当該申請をした外国銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項の表の非対象区分に相当する区分に該当するものであること。
  - 二 当該申請をした外国銀行支店の経営管理に係る体制等に照らし、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。
  - 三 当該従たる外国銀行支店において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、顧客の情報の管理が適切に行われること。
  - 四 当該申請が代理店を設置する場合には、第九条の三各号に掲げる基準に適合していること。

4| 金融庁長官は、第二項の規定による従たる外国銀行支店の廃止の認可の申請があつたときは、当該営業所の顧客に係る取引が当該申請をした外国銀行支店の他の営業所又は他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該従たる外国銀行支店の顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。

(外国銀行支店の届出)

第三十三条 法第四十九条第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があつた場合とする。

2| 法第四十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。)  
の位置の変更をする場合

二 増改築その他のやむを得ない理由により位置の変更をする場合  
(変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。)

三 前号に規定する位置の変更に係る外国銀行支店を変更前の位置  
に復する場合

3| 法第四十九条第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、出張所(前項第一号の出張所を除く。)(又は代理店の廃止をする場合)とする。

4| (略)

(外国銀行支店の届出)  
第三十三条 法第四十九条第七号に規定する内閣府令で定める場合は、発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があつた場合とする。

(新設)

(新設)

2| (略)

第八章 株主

(削る)

第一節 通則

(銀行議決権保有届出書の提出等)

第三十四条の二 法第五十二条の二第一項の規定による銀行議決権保有届出書を提出すべき者は、別紙様式第十号の二により当該届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2| 法第五十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加がない場合(第三号に掲げる場合を除く。)| 銀行議決権大量保有者(法第五十二条の二第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。)|

( )となつたことを知つた日から五日を経過した日又は銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日のいずれか早い日

二 当該銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人(法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。)| 次号において同じ。)| である場合(次号に掲げる場合を除く。)| 銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日

三 当該銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数に増加がない場合)| 銀行議決権大量保有者となつたことを知つた日から一月を経過した日又は銀行議決権大

第八章 銀行持株会社

第一節 通則

(新設)

(新設)

量保有者となつた日から二月を経過した日のいずれか早い日

( 国等が保有する議決権とみなされる議決権 )

第三十四条の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める

議決権の保有について、令第十五条の法人とみなす。

( 新設 )

- 一 預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行 同法附則第二十二條第一項に規定する協定に基づく譲受け等に係る株式に係る議決権、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）第四条第二項に規定する株式等の発行等に係る株式に係る議決権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）（附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律）（平成十年法律第五号）（第四条第一項第一号に規定する優先株式等の発行等に係る株式に係る議決権
- 二 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第七十四条第一号に規定する協定債権回収会社 同法第七十七条第一項の規定による資産の買取りの委託に係る株式に係る議決権
- 三 保険業法附則第一条の二の三第一号に規定する協定銀行 同法附則第一条の二の十二第一項に規定する協定に基づく資産の買取りに係る株式に係る議決権

( 変更報告書の提出等 )

第三十四条の四 法第五十二条の三第一項の規定による変更報告書を

(新設)

提出すべき者は、別紙様式第十号の二により当該報告書を作成し、  
金融庁長官等に提出しなければならない。

2| 法第五十二条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場  
合は、議決権保有割合(法第五十二条の二第一項第一号に規定する  
議決権保有割合をいう。以下この項及び次条において同じ。)が百  
分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載  
された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出してい  
る場合とする。

(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等)

第三十四条の五 法第五十二条の四第一項の規定による銀行議決権保

(新設)

有届出書又は同条第二項の規定による変更報告書を提出すべき者は  
、別紙様式第十号の三により当該届出書又は当該報告書を作成し、  
金融庁長官等に提出しなければならない。

2| 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に  
掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、証券会社、信託会社、保険会社、投資信  
託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項  
に規定する投資信託委託業者をいう。)、投資顧問業者(有価証  
券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認  
可を受けたものに限る。)、農林中央金庫及び商工組合中央金庫  
二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、証券業、信託業又

は保険事業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者に限る。）であつて前号に掲げる者以外の者

三 前二号に掲げる者（以下この号及び第四項において「銀行等」という。）を共同保有者とする者であつて銀行等以外の者

3| 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める数は、百分の十とする。

4| 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行等に銀行等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に銀行等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の議決権保有割合が百分の一を超える場合とする。

5| 法第五十二条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、議決権保有割合が同条第一項に規定する銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したことをする。

6| 法第五十二条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 変更報告書に係る基準日の属する月の後の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月

の翌月十五日

二 変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該後の基準日以外の月の末日の属する月の翌月十五日

四 法第五十二条の三第一項の規定による変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

五 法第五十二条の三第一項の規定による変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

六 法第五十二条の二第一項の規定による銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第五十二条の二第一項の規定による銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

八 法第五十二条の四第三項に規定する基準日の届出又は当該基準日の変更をしようとする者は、別紙様式第十号の四により届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

### 第三節 銀行主要株主に係る特例

#### 第一款 通則

(銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になつたとする場合の認可の申請等)

第三十四条の六 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になつたとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けよ

(新設)  
(新設)

(新設)

してするとき、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ 定款

ロ 会社登記簿の謄本

ハ 取締役及び監査役の履歴書

ニ その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ホ 当該認可に係る法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

ヘ 主たる事務所の位置を記載した書類

ト 業務の内容を記載した書類

チ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

リ 当該銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書類

- 又 その保有する当該銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該銀行の議決権の数を記載した書類
- 川 その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類
- 三 当該認可後五営業年度におけるその保有する当該銀行の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュウ（当該議決権の保有を直接又は間接の原因とする収入又は支出の増加及び減少のそれぞれを当該議決権の取得資金に係るそれぞれに対応する期間の金利を用いて現在価値として割り引いて得た値を合計した値をいう。第三項において同じ。）を記載した書類
- 四 前号のネットプレゼントバリュウに係るストレステスト（ネットプレゼントバリュウの計算の前提となる事項について当該事項の過去の一定期間の変化その他の合理的な範囲での変化があつたものとして、当該ネットプレゼントバリュウとは異なる値を別途計算することをいう。第三項において同じ。）の結果を記載した書類
- 五 当該認可後に当該銀行との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針（当該関係が当該銀行の業務の運営に影響を与える可能性がある場合にあっては、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための態勢を含む。第三項において同じ。）
- 六 その他法第五十二条の十第一号に規定する審査をするため参考

となるべき事項を記載した書類

2| 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号、第三号から第五号までに掲げる書類及び次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない

9

1 当該者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所、営んでいる事業又は職業を記載した書類

2 その保有する当該銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該銀行の議決権の数を記載した書類

3 当該者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

4 その他法第五十二条の十第二号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3| 1 一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

1 理由書

2 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設

立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)

イ 定款

ロ 取締役及び監査役の履歴書

ハ その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ニ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録(当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録)

ホ 主たる事務所の位置を記載した書類

ヘ 業務の内容を記載した書類

ト 資本の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

チ 当該銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書類

リ その保有する当該銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該銀行の議決権の数を記載した書類

ク その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

三 当該設立後五営業年度におけるその保有する当該銀行の議決権

に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュを記載した書類

四 前号のネットプレゼントバリュに係るストレステストの結果を記載した書類

五 当該設立後に当該銀行との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針

六 その他法第五十二条の十第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

4| 金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可の申請をした者又は当該認可を受けて設立される法人（以下この項において「申請者等」という。）が当該銀行の議決権を取得又は保有する目的が銀行の業務の公共性を損わないことが明らかであり、かつ、当該申請者等の財産及び収支の状況、当該保有に基づき当該申請者等が当該銀行と有する関係その他の当該保有に係る事由により当該銀行の業務の健全かつ適切な運営が損なわれるおそれが極めて少ないと認められる態勢が整備されていること。

二 当該銀行の議決権の保有に係る体制等に照らし、申請者等が当該銀行の的確かつ公正な経営管理の遂行を妨げないことが明らかであり、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

5| 法第五十二条の九第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由

- 
- は、次に掲げる事由とする。
- 一 担保権の実行による株式の取得
  - 二 代物弁済の受領による株式の取得
  - 三 証券会社が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施
  - 四 当該銀行の商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該銀行の議決権の保有者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）
  - 五 当該銀行が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該銀行の議決権の保有者にならざりとする者の請求による場合を除く。）
  - 六 当該銀行が株式の消却、併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
  - 七 当該銀行が定款の変更による株式に係る議決権の内容又は単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
  - 八 当該銀行が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
  - 九 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式の所有
- 6) 前項の規定は、令第十五条の四第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。
-

（銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者にならうとする  
場合の予備審査）

第三十四条の七 銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者にならうとする者又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立しようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項第二項又は第三項に定めるところにより準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

（特定主要株主に係る認可の申請）

第三十四の八 特定主要株主（法第五十二条九第二項に規定する特定主要株主をいう。）は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 第三十四条の六第一項第二号ハ、ニ、ヘからリまで及びル並びに同項第三号から第六号までに掲げる書類

三 その保有する当該銀行の議決権の数を記載した書類

2| 第三十四条の六第四項の規定は、前項の規定による認可の申請にかかる法第五十二条の十に規定する審査について準用する。

第二款 監督

（新設）

（新設）

（新設）

(銀行主要株主と特殊の関係のある会社)

第三十四条の九 法第五十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

一 当該銀行主要株主(連結基準対象会社である者に限る。次号において同じ。)の子会社(第一条の二の四第二項第一号に規定する子会社をいう。)

二 当該銀行主要株主の関連会社(第一条の二の四第二項第一号に規定する関連会社をいう。)

三 当該銀行主要株主(連結基準対象会社以外の者に限る。)がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社  
その他の法人

## 第二節 銀行持株会社に係る特例

### 第一款 通則

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該会社に関する次に掲げる書類

(新設)

(新設)

(新設)

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の十一 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該会社に関する次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

二 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ホ 当該認可に係る法第五十二条の十七第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録  
ヘ 主たる事務所その他の事務所の位置を記載した書類  
ト〜又 (略)

三 当該会社の子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等又は法第五十二条の二十五に規定する子会社等）のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。（）に関する次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

四 当該認可後三営業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書類

五 当該会社が銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この節において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権

イ〜ハ (略)

二 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその持株数を記載した書類

ホ 当該認可に係る法第五十二条の二第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録  
ヘ 主たる事務所の位置を記載した書類  
ト〜又 (略)

三 当該会社の子会社等（法第五十二条の六第一項本文に規定する子会社等又は法第五十二条の九に規定する子会社等）のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。（）に関する次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

四 当該認可後三営業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の九に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この章及び第三十五条第二項において同じ。）の見込みを記載した書類

五 当該会社が銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（法第五十二条の八第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章において同じ。）の株式等を合算してその基準株式数等（同項に規定する基準株式数等を

数をいう。以下この節において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

八 株主となる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書類

二・リ (略)

三・四 (略)

五 当該設立により、設立会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参

いう。以下この章において同じ。）を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他法第五十二条の三第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

八 株主となる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその持株数を記載した書類

二・リ (略)

三・四 (略)

五 当該設立により、設立会社又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他法第五十二条の三第一項に規定する審査をするため参考

考となるべき事項を記載した書類

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第五十二條の十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一～三 (略)

4 法第五十二條の十七第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 担保権の実行による株式の取得
- 二 代物弁済の受領による株式の取得

三 (略)

四 当該銀行の商法第二百十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加(当該銀行の議決権の保有者になつとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 当該銀行が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加(当該銀行の議決権の保有者になつとする者の請求による場合を除く。)

六 当該銀行が株式の消却、併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七 当該銀行が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

八 当該銀行が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の

となるべき事項を記載した書類

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第五十二條の三第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一～三 (略)

4 法第五十二條の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 担保権の実行
- 二 代物弁済の受領

三 (略)

議決権に占める保有する議決権の割合の増加

5 (略)

6 法第二条第十一項の規定は、第一項第五号及び第二項第五号に規定する議決権について準用する。

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の予備審査)

第三十四条の十一 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(特定持株会社に係る届出事項等)

第三十四条の十二 法第五十二条の十七第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

2 特定持株会社(法第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、法第五十二条の十七第二項の規定による届出(特定持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社(法第五十二条の二十に規定する銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。))である場合にあっては、令第十六条の五の規定による届出)をしようとするときは、届出書

5 (略)

6 法第二条第九項の規定は、第一項第五号及び第二項第五号に規定する株式等について準用する。

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の予備審査)

第三十四条の三 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(特定持株会社に係る届出事項等)

第三十四条の四 法第五十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

2 特定持株会社(法第五十二条の二第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、法第五十二条の二第二項の規定による届出(特定持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社(法第五十二条の二十に規定する銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。))である場合にあっては、令第十六条の五の規定による届出)をしようとするときは、届出書に次

に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。  
い。

一〽三 (略)

3・4 (略)

5 特定持株会社は、法第五十二条の十七第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〽三 (略)

(特定持株会社に係る認可の申請)

第三十四条の十三 特定持株会社は、法第五十二条の十七第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第三十四条の十一第一項第二号ハ、ニ及びへからヌまで並びに同項第三号から第六号までに掲げる書類

2 第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十八第一項に規定する審査について準用する。

(銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請)

第三十四条の十四 銀行持株会社の常務に従事する取締役(外国所在銀行持株会社(銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第

に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〽三 (略)

3・4 (略)

5 特定持株会社は、法第五十二条の二第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〽三 (略)

(特定持株会社に係る認可の申請)

第三十四条の五 特定持株会社は、法第五十二条の二第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第三十四条の三第一項第二号ハ、ニ及びへからヌまで並びに同項第三号から第六号までに掲げる書類

2 第三十四条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三第一項に規定する審査について準用する。

(銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請)

第三十四条の六 銀行持株会社の常務に従事する取締役(外国所在銀行持株会社(銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第五

五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、当該外国所在銀行持株会社の常務に従事する取締役又はこれに類する職にある者）は、法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該銀行持株会社を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇五（略）

2（略）

（削る）

## 第二款 業務及び子会社等

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第三十四条の十五 第十四条の四の規定は、法第五十二条の二十二第一項本文に規定する当該銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある者について準用する。

2 第十四条の二の規定は、銀行持株会社又はその子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項について準用する。この場合において、「当該銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社

十二条の二第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、当該外国所在銀行持株会社の常務に従事する取締役又はこれに類する職にある者）は、法第五十二条の四第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該銀行持株会社を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇五（略）

2（略）

## 第二節 業務及び子会社等

（新設）

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第三十四条の七 第十四条の四の規定は、法第五十二条の六第一項本文に規定する当該銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある者について準用する。

2 第十四条の二の規定は、銀行持株会社又はその子会社等（法第五十二条の六第一項本文に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項について準用する。この場合において、「当該銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社」と

「と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する自己資本の純合計額は、法第五十二条の二十五に規定する基準に従い算出される自己資本の額について金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

6 銀行持株会社は、法第五十二条の二十二第一項ただし書の規定による当該銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十四条の三第三項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

7 銀行持株会社は、何らの名義によつてするかを問わず、法第五十二条の二十二第一項本文の規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第七号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一〜十六 (略)

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴

読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 法第五十二条の六第一項本文に規定する自己資本の純合計額は、法第五十二条の九に規定する基準に従い算出される自己資本の額について金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

6 銀行持株会社は、法第五十二条の六第一項ただし書の規定による当該銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十四条の三第三項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

7 銀行持株会社は、何らの名義によつてするかを問わず、法第五十二条の六第一項本文の規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の八 法第五十二条の七第一項第七号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一〜十六 (略)

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務

い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守を行う業務を含む。)

十八(二十六) (略)

2 法第五十二条の二十三第一項第八号及び法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第二項に規定する株式会社とする。

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を銀行持株会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)により第三十四条の十七第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず取得されたとき(当該株式会社の株式が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合において、第三十四条の十七第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず最後に取得されたとき)に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式が当該銀行持株会社又はその子会社により第三十四条の十七第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず新たに取得されない限り、当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第八号及び法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む銀行持株会社の子会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項及び第三十四条の二十九号において「新規事業分野開拓会社」という。)の議決権をその取得の日か

を含む。)

十八(二十六) (略)

2 法第五十二条の七第一項第八号及び法第五十二条の八第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第二項に規定する株式会社とする。

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式等を銀行持株会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)により第三十四条の九第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず取得されたとき(当該株式会社の株式等が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合において、第三十四条の九第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず最後に取得されたとき)に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式等が当該銀行持株会社又はその子会社により第三十四条の九第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず新たに取得されない限り、当該銀行持株会社に係る法第五十二条の七第一項第八号及び法第五十二条の八第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む銀行持株会社の子会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項及び第三十四条の第十二号において「新規事業分野開拓会社」という。)の株式等をその取得の日か

ら十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。

）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第八号及び法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

5 法第五十二条の二十三第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第五十二条の二十三第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

ら十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。

）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の七第一項第八号及び法第五十二条の八第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数等（国内の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の十五を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数等を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5 法第五十二条の七第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第五十二条の七第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第五号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二 法第五十二条の二十三第一項第七号及び第八号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三・四 （略）

7 法第二条第十一項の規定は、第四項に規定する議決権について準用する。

（法第五十二条の二十三第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三十四条の十七 法第五十二条の二十三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 （略）

三 銀行持株会社又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二

一 証券専門会社又は法第五十二条の七第一項第五号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二 法第五十二条の七第一項第七号及び第八号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三・四 （略）

7 法第二条第九項の規定は、第四項に規定する株式等について準用する。

（法第五十二条の七第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三十四条の九 法第五十二条の七第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 （略）

三 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の

第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該銀行持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

五 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

六 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

七 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

2 法第五十二条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの）

第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 三 （略）

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第三項の規定による子会社対象銀行等（同項に規定する子会社対象銀行等を

減少

四 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の商法第二百十條第一項に規定する定時総会の決議による自己の株式の取得

（新設）

（新設）

（新設）

2 法第五十二条の七第四項に規定する内閣府令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの）

第三十四条の十 法第五十二条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 三 （略）

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十一 銀行持株会社は、法第五十二条の七第三項の規定による子会社対象銀行等（同項に規定する子会社対象銀行等をいう

いう。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号、次項、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。)に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

四 (略)

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第五十二条の二十三第四項ただし書の規定による認可について準用する。

4 第一項の規定は、法第五十二条の二十三第五項の規定による認可について準用する。

5 法第十二条第十一項の規定は、第一項第五号(前二項において準用する場合を含む。)に規定する議決権について準用する。

。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の九に規定する子会社等をいう。以下この号、次項、第三十四条の十八第一項第五号及び第九号、第三十四条の十九第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第二項において同じ。)に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

四 (略)

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第五十二条の七第四項ただし書の規定による認可について準用する。

4 第一項の規定は、法第五十二条の七第五項の規定による認可について準用する。

5 法第十二条第九項の規定は、第一項第五号(前二項において準用する場合を含む。)に規定する株式等について準用する。

(法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第三十四条の二十 法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〜三 (略)

四 銀行持株会社又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得(当該銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該銀行持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。)

六 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

七 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

九 第三十四条の十六第四項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難である

(法第五十二条の八第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第三十四条の十二 法第五十二条の八第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〜三 (略)

四 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少

(新設)

(新設)

(新設)

五 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の商法第二百十條第一項に規定する定時総会の決議による自己の株式の取得

六 第三十四条の八第四項の規定による新規事業分野開拓会社の株式の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該株式を譲渡することが著しく困難であるため当

ため当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第三十四条の二十一 銀行持株会社は、法第五十二条の二十四第二項

ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行持株会社又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第二十一条第十一項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第三十四条の二十二 法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する

内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の二十

該株式を処分することができないこと。

七 (略)

(基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認の申請)

第三十四条の十三 銀行持株会社は、法第五十二条の八第二項ただし

書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該承認に係る国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行持株会社又はその子会社が基準株式数等を超えて株式等を所有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第二条第九項の規定は、第一項第三号に規定する株式等について準用する。

(基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合)

第三十四条の十四 法第五十二条の八第四項第四号に規定する内閣府

令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の七第三項の

第三三項の認可を受けて銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

2 法第五十二条の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

3 法第五十二条の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第三項の認可を受けて営業の譲受けをしたことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

(銀行持株会社の子会社等)

第三十四条の二十三 法第五十二条の二十五に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

一 当該銀行持株会社の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。第三十五条第三項において同じ。）

二 (略)

(削る)

第三款 経理

(銀行持株会社に係る業務報告書等)

第三十四条の二十四 法第五十二条の二十七第一項の規定による中間

認可を受けて銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

2 法第五十二条の八第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の十九第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

3 法第五十二条の八第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の十九第三項の認可を受けて営業の譲受けをしたことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

(銀行持株会社の子会社等)

第三十四条の十四の二 法第五十二条の九に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

一 当該銀行持株会社の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。第三十五条第二項において同じ。）

二 (略)

第三節 経理

(新設)

(銀行持株会社に係る業務報告書等)

第三十四条の十五 法第五十二条の十一第一項の規定による中間業務

業務報告書は、営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日まで  
の間の業務及び財産の状況について、中間営業概況書、中間連結  
財務諸表に分けて、別紙様式第十一号により作成し、当該期間経過  
後三月以内（外国所在銀行持株会社にあつては、当該期間経過後六  
月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書は、営業概  
況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十二号により作成し、営  
業年度経過後三月以内（外国所在銀行持株会社にあつては、営業年  
度経過後六月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

3 銀行持株会社は、やむを得ない理由により前二項に規定する期間  
内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場  
合には、あらかじめ金融庁長官（令第十七条の三）の規定により当該  
銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所  
在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務  
支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又  
は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することがで  
きる。

4・5（略）

（銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告）

第三十四条の二十五 法第五十二条の二十八本文の規定により銀行持  
株会社が公告する貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第十三号  
により作成しなければならない。

報告書は、営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの  
間の業務及び財産の状況について、中間営業概況書、中間連結財務  
諸表に分けて、別紙様式第十一号により作成し、当該期間経過後三  
月以内（外国所在銀行持株会社にあつては、当該期間経過後六月以  
内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の十一第一項の規定による業務報告書は、営業概況  
書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十二号により作成し、営業  
年度経過後三月以内（外国所在銀行持株会社にあつては、営業年度  
経過後六月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

3 銀行持株会社は、やむを得ない理由により前二項に規定する期間  
内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場  
合には、あらかじめ金融庁長官（令第十七条の二）の規定により当該  
銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所  
在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務  
支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又  
は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することがで  
きる。

4・5（略）

（銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告）

第三十四条の十六 法第五十二条の十二本文の規定により銀行持株会  
社が公告する貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第十三号によ  
り作成しなければならない。

2 銀行持株会社は、法第五十二条の二十八ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3 (略)

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等（法第五十二条の二十九第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を含む。）

ロ（二）（略）

二 銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) (5) (略)

(6) 銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当

2 銀行持株会社は、法第五十二条の十二ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3 (略)

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の十六の二 法第五十二条の十三第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の九に規定する子会社等（法第五十二条の十三第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を含む。）

ロ（二）（略）

二 銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) (5) (略)

(6) 銀行持株会社が所有する子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

(7) 銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が所有する当

該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

三・四 (略)

2・3 (略)

4 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

一 銀行持株会社の子会社である銀行（代理店（第三号に掲げるものを除く。）を含む。次号において同じ。）の無人の営業所

二 (略)

三 銀行の金融機関代理店

第三十四条の二十七 銀行持株会社は、法第五十二条の二十八及び第

五十二条の二十九第一項の規定により作成した書類（外国所在銀行持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該銀行持株会社の営業年度経過後四月以内（外国所在銀行持株会社にあつては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2・3 (略)

(銀行持株会社の営業報告書等の記載事項)

第三十四条の二十八 法第五十二条の三十の規定による営業報告書は、

該一の子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

三・四 (略)

2・3 (略)

4 法第五十二条の十三第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

一 銀行持株会社の子会社である銀行（代理店を含む。次号において同じ。）の無人の営業所

二 (略)

(新設)

第三十四条の十六の三 銀行持株会社は、法第五十二条の十二及び第

五十二条の十三第一項の規定により作成した書類（外国所在銀行持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該銀行持株会社の営業年度経過後四月以内（外国所在銀行持株会社にあつては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2・3 (略)

(銀行持株会社の営業報告書等の記載事項)

第三十四条の十七 法第五十二条の十四の規定による営業報告書は、

、別紙様式第十四号により作成しなければならない。

2 法第五十二条の三十の規定による附属明細書は、別紙様式第十五号により作成しなければならない。

(削る)

第四款 合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十二 (略)

十三 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社(法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次条第一項第十四号及び第三十四条の三十一第一項第十号において同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書類

十四 合併後存続する銀行持株会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五 その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項

別紙様式第十四号により作成しなければならない。

2 法第五十二条の十四の規定による附属明細書は、別紙様式第十五号により作成しなければならない。

第四節 合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け

(新設)

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の十八 銀行持株会社は、法第五十二条の十九第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十二 (略)

十三 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社(法第五十二条の七第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次条第一項第十四号及び第三十四条の十九第一項第十号において同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十一第一項第四号に掲げる書類

十四 合併後存続する銀行持株会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五 その他法第五十二条の十九第四項において準用する法第五十二条の三第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項

項を記載した書類

2 第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査について準用する。

3 法第二条第十一項の規定は、第一項第十四号に規定する議決権について準用する。

(銀行持株会社に係る分割の認可の申請)

第三十四条の三十 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 十三 (略)

十四 当該分割により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書類

十五 当該分割により銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十六 その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の三

記載した書類

2 第三十四条の二第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十九第四項において準用する法第五十二条の三第一項に規定する審査について準用する。

3 法第二条第九項の規定は、第一項第十四号に規定する株式等について準用する。

(銀行持株会社に係る分割の認可の申請)

第三十四条の十八の二 銀行持株会社は、法第五十二条の十九第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 十三 (略)

十四 当該分割により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十一第一項第四号に掲げる書類

十五 当該分割により銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十六 その他法第五十二条の十九第四項において準用する法第五十二条の三第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第三十四条の二第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十九第四項において準用する法第五十二条の三

十八第一項に規定する審査について準用する。

3 法第二条第十一項の規定は、第一項第十五号に規定する議決権について準用する。

(銀行持株会社に係る営業譲渡等の認可の申請)

第三十四条の三十一 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第三項の規定による営業の譲渡又は譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇九 (略)

十 当該営業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書類

十一 当該営業の譲受けにより銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査について準用する。

第一項に規定する審査について準用する。

3 法第二条第九項の規定は、第一項第十五号に規定する株式等について準用する。

(銀行持株会社に係る営業譲渡等の認可の申請)

第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の十九第三項の規定による営業の譲渡又は譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇九 (略)

十 当該営業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十一第一項第四号に掲げる書類

十一 当該営業の譲受けにより銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 その他法第五十二条の十九第四項において準用する法第五十二条の三第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第三十四条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十九第四項において準用する法第五十二条の三第一項に規定する審査について準用する。

3 法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号に規定する議決権について準用する。

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合
- 三 (略)
- 四 第九条第一項第四号に規定する出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。)の廃止又は第九条の二第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合
- 五 第九条の二第三項第二号に規定する出張所の廃止又は外国に所在する営業所の位置の変更(次号、第九条第一項第二号又は第三号に該当する場合を除く。)をしようとする場合
- 五の二 外国に所在する出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。)の廃止又は位置の変更をした場合
- 六 六の三 (略)
- 七 銀行の営業所(金融機関代理店以外の代理店の営業所を含み、臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備は除く。)の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合(同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。)

3 法第二条第九項の規定は、第一項第十一号に規定する株式等について準用する。

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
  - 二 転換社債を発行しようとする場合
  - 三 (略)
  - 四 第十条第一号から第三号に規定する営業所の設置若しくは位置の変更又は同条第四号に規定する出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。)の廃止をした場合
  - 五 第十条第四号に規定する出張所(前号の出張所を除く。)の廃止又は同条第五号に規定する営業所の位置の変更をしようとする場合
- (新設)
- 六 六の三 (略)
  - 七 銀行の営業所(代理店の営業所を含む。)の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合(同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。)

八 第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第五十三條第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社とした場合

九 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合  
十（略）

十一 銀行又はその子会社が、第十七条の六各号に掲げる事由により、国内の会社（法第十六條の三第一項に規定する国内の会社をいう。第十三号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権株数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は保有した場合

十二 銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第十六條の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十三 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合  
十四・十五（略）

十六 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行の特殊関係者がある業務の内容を変更することとなつた場合

八 第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第五十三條第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社としようとする場合

九 その子会社の株式等を取得し、又は所有しようとする場合  
十（略）

十一 銀行又はその子会社が、第十七条の六各号に掲げる事由により、国内の会社（法第十六條の三第一項に規定する国内の会社をいう。第十三号において同じ。）の株式等を合算してその基準株式数等（同項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は所有しようとする場合

十二 銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第十六條の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた場合

十三 銀行又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて保有することとなつた国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を所有しなくなつた場合  
十四・十五（略）

十六 銀行又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて株式等を所有する会社（当該銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行の特殊関係者がある業務の内容を変更することとなつた場合

十七 (略)

十八 特定取引勘定設置銀行又は特定取引勘定届出外国銀行支店において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第四項第一号に定める書類に係る事項を変更(軽微な変更を除く。)しようとする場合

十九(二十一)の三 (略)

二十二 劣後特約付金銭消費貸借(金融機能早期健全化緊急措置法第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。)による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債(金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。)を発行しようとする場合

二十三(二十七) (略)

2 法第五十三条第二項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、銀行主要株主が銀行又は銀行持株会社である場合は、この限りでない。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 氏名若しくは名称を変更し、若しくは住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

十七 (略)

十八 特定取引勘定設置銀行又は特定取引勘定届出外国銀行支店において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第三項第一号に定める書類に係る事項を変更しようとする場合

十九(二十一)の三 (略)

二十二 劣後特約付金銭消費貸借(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第四百十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。))第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。)による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債(金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。)を発行しようとする場合

二十三(二十七) (略)

(新設)

2 法第五十三条第三項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

- 二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合
- 三・四 (略)
- 五 第三十四条の十七第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第五十三条第三項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。)を子会社とした場合
- 六 (略)
- 七 銀行持株会社又はその子会社が、第三十四条の二十各号に掲げる事由により、国内の会社(法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。)を超えて取得又は保有した場合
- 八 銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合
- 九 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合
- 十 第三十四条の十五第一項において準用する第十四条の四又は第三十四条の二十三各号に掲げる者のいずれかに該当する者(次号及び第十二号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった場合

- 二 転換社債を発行しようとする場合
- 三・四 (略)
- 五 第三十四条の九第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第五十三条第三項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。)を子会社しようとする場合
- 六 (略)
- 七 銀行持株会社又はその子会社が、第三十四条の十二各号に掲げる事由により、国内の会社(法第五十二条の八第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。)の株式等を合算してその基準株式数等(同項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。)を超えて取得し、又は所有しようとする場合
- 八 銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなった場合
- 九 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなった国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を所有しなくなった場合
- 十 第三十四条の七第一項において準用する第十四条の四又は第三十四条の十四の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者(次号及び第十二号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった場合

十一 (略)

十二 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行持株会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合

(削る)

十三・十四 (略)

十五・十六 (略)

十七 銀行持株会社が法第五十二条の二十八及び法第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書類について、当該銀行持株会社の子会社である銀行において縦覧を開始した場合

十八 (略)

4 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）又は銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、法第五十三条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 前項第十七号に掲げる場合 同号に規定する書類

五 前項第十八号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附

十一 (略)

十二 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて株式等を所有する会社（当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行持株会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合

十三 その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数の株式等が一の会社により取得又は所有されることとなった場合

十四・十五 (略)

十五の二・十五の三 (略)

十六 銀行持株会社が法第五十二条の十二及び法第五十二条の十三第一項の規定により作成した書類について、当該銀行持株会社の子会社である銀行において縦覧を開始した場合

十七 (略)

3 銀行又は銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、法第五十三条第一項又は第三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 前項第十六号に掲げる場合 同号に規定する書類

五 前項第十七号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附

属明細書

- 5| 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。
- 一 法第五十三条第一項第五号又は第三項第七号に該当するときの届出
- 二 第一項第四号、第五号の二又は第六号に該当するときの届出

(削除)

6・7 (略)

- 8 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、法第十六条の二第二項第九号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第七号又は第九号に掲げる場合において、法第五十二条の二十三第一項第八号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

- 9 法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権並びに第三項第七号から第九号まで及び第十二号に規定する議決権について準用する。

(認可の効力に係る承認の申請)

属明細書

- 4| 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。
- 一 法第五十三条第一項第五号又は第三項第七号に該当するときの届出
- 二 第一項第四号又は第六号に該当するときの届出
- 5| 外国銀行が複数の法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けている場合において、第一項第十九号に該当するときは、当該免許に係るすべての外国銀行支店を一の外国銀行支店とみなして、法第五十三条第一項の規定を適用する。

6・7 (略)

- 8 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、法第十六条の二第二項第十号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、同号に規定する特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、第二項第七号又は第九号に掲げる場合において、法第五十二条の七第一項第八号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、同号に規定する特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

- 9 法第二条第九項の規定は、第二項第十一号から第十三号まで及び第十六号に規定する株式等並びに第二項第七号から第九号まで、第十二号及び第十三号に規定する株式等について準用する。

(認可の効力に係る承認の申請)

第三十六条 銀行、銀行主要株主（法第五十二条の九第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。）又は銀行持株会社（法第五十二条の十七第一項の認可を受けた者を含む。）は、法第五十五条第一項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 (略)

(經由官庁)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 外国銀行支店は、第十八条第一項に規定する中間業務報告書又は同条第二項に規定する業務報告書を金融庁長官に提出するときは、主たる外国銀行支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長とする。）を經由して提出しなければならない。ただし、金融庁長官の指定する外国銀行支店については、この限りでない。

4 銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は銀行の主要株主基準値基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立しようとする者若しくは銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者は、申請書等を金融庁長官に提出

第三十六条 銀行又は銀行持株会社（法第五十二条の二第一項の認可を受けた者を含む。）は、法第五十五条第一項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 (略)

(經由官庁)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 外国銀行支店は、第十八条第一項に規定する中間業務報告書又は同条第二項に規定する業務報告書を金融庁長官に提出するときは、当該外国銀行支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長とする。）を經由して提出しなければならない。ただし、金融庁長官の指定する外国銀行支店については、この限りでない。

(新設)

するときは、主要株主基準値以上の議決権を保有しようとする銀行又は保有している銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務局長とする。）を經由して提出しなければならない。ただし、金融庁長官が別に定める銀行に係る申請書等については、この限りでない。

5| 銀行を子会社とする持株会社（銀行を子会社とする持株会社であつた会社を含む。次項において同じ。）は、申請書等を金融庁長官に提出するときは、当該銀行を子会社とする持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務局長とする。）を經由して提出しなければならない。ただし、令第十七条の三第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

6| (略)

(予備審査)  
第三十九条 銀行、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者又は銀行を子会社とする持株会社は、法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可の申請をする際に金融庁長官等に提出す

4| 銀行を子会社とする持株会社（銀行を子会社とする持株会社であつた会社を含む。次項において同じ。）は、申請書等を金融庁長官に提出するときは、当該銀行を子会社とする持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務局長とする。）を經由して提出しなければならない。ただし、令第十七条の二第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

5| (略)

(予備審査)  
第三十九条 銀行又は銀行を子会社とする持株会社は、法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可の申請をする際に金融庁長官等に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予

べき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

(標準処理期間)

第四十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、認可又は承認（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にできるよう努めるものとする。

一 (略)

二 令第十七条の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等

二の二 金融庁長官が別に定める銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立しようとする者若しくは銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者が金融庁長官に対してする申請に対する認可等

三 (略)

四 令第十七条の三第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等

備審査を求めることができる。

(標準処理期間)

第四十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、認可又は承認（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にできるよう努めるものとする。

一 (略)

二 次条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等

(新設)

三 (略)

四 次条第二項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等

2

(略)

2

(略)



|                          |                                       |        |       |
|--------------------------|---------------------------------------|--------|-------|
| 事業の種類                    |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧商号、名称又は氏名 |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧住所又は本店所在地 |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧営業所の名称    |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧営業所の所在地   |                                       |        |       |
| 旧事業の種類                   |                                       |        |       |
| 個人                       | 生年月日 年 月 日<br>1 明治 3 昭和<br>2 大正 4 平成  | (フリガナ) |       |
|                          | 職 業                                   | 勤務先名称  |       |
|                          |                                       | 勤務先住所  |       |
| 法人                       | 設立年月日 年 月 日<br>1 明治 3 昭和<br>2 大正 4 平成 | (フリガナ) | 代表者役職 |
|                          | 資本金額(百万円)                             | 代表者氏名  |       |
|                          |                                       |        |       |
| 事務上の連絡先<br>及び担当者名        |                                       |        |       |
| 電話番号                     |                                       |        |       |

(2) 保有の目的(ハ)

|        |  |
|--------|--|
| 保有の目的  |  |
| 旧保有の目的 |  |

(3) 取得資金(ト)

取得資金の内訳

|           |  |           |  |
|-----------|--|-----------|--|
| 自己資金額(千円) |  | 借入金額計(千円) |  |
|-----------|--|-----------|--|

|           |  |
|-----------|--|
| その他(具体的に) |  |
|-----------|--|

|            |  |
|------------|--|
| その他金額計(千円) |  |
|------------|--|

|            |  |
|------------|--|
| 取得資金合計(千円) |  |
|------------|--|

借入金の内訳

| (フリガナ)<br>名称(支店名) | 業 種 | (フリガナ)<br>代表者氏名 | 所 在 地 | 金 額<br>(千円) |
|-------------------|-----|-----------------|-------|-------------|
|                   |     |                 |       |             |
|                   |     |                 |       |             |
|                   |     |                 |       |             |
|                   |     |                 |       |             |
|                   |     |                 |       |             |
|                   |     |                 |       |             |
|                   |     |                 |       |             |
|                   |     |                 |       |             |
|                   |     |                 |       |             |
|                   |     |                 |       |             |

3 その他保有者(フ)

(1) その他保有者の概要

|   |  |
|---|--|
| 1 個人( )<br>2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他( )) |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>商号、名称又は氏名                 |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>住所又は本店所在地                 |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>営業所の名称                    |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>営業所の所在地                   |  |
| 事業の種類                                   |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧商号、名称又は氏名                |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧住所又は本店所在地                |  |

|                        |                                       |        |  |       |
|------------------------|---------------------------------------|--------|--|-------|
| フリガナ(カタカナ)<br>旧営業所の名称  |                                       |        |  |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧営業所の所在地 |                                       |        |  |       |
| 旧事業の種類                 |                                       |        |  |       |
| 個人                     | 生年月日 年 月 日<br>1 明治 3 昭和<br>2 大正 4 平成  | (フリガナ) |  |       |
|                        | 職業                                    | 勤務先名称  |  |       |
| 法人                     | 設立年月日 年 月 日<br>1 明治 3 昭和<br>2 大正 4 平成 | (フリガナ) |  | 代表者役職 |
|                        | 資本金額(百万円)                             | 代表者氏名  |  |       |
|                        | 事務上の連絡先<br>及び担当者名                     |        |  |       |
| 電話番号                   |                                       |        |  |       |

(2) 保有の目的

|        |  |
|--------|--|
| 保有の目的  |  |
| 旧保有の目的 |  |

(3) 取得資金

取得資金の内訳

|           |  |           |  |
|-----------|--|-----------|--|
| 自己資金額(千円) |  | 借入金額計(千円) |  |
|-----------|--|-----------|--|

その他(具体的に)

|            |  |
|------------|--|
|            |  |
| その他金額計(千円) |  |

|            |  |
|------------|--|
| 取得資金合計(千円) |  |
|------------|--|

借入金の内訳

| (フリガナ)<br>名称(支店名) | 業 種 | (フリガナ)<br>代表者氏名 | 所 在 地 | 金 額<br>(千円) |
|-------------------|-----|-----------------|-------|-------------|
|                   |     |                 |       |             |





|  |  |  |           |  |  |
|--|--|--|-----------|--|--|
|  |  |  | 1 取得 2 処分 |  |  |
|  |  |  | 1 取得 2 処分 |  |  |

第2 共同保有者に関する事項

1 共同保有者(7)

|                           |                                       |                                  |       |
|---------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|-------|
| 1 個人 ( )                  |                                       | 2 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) ) |       |
| フリガナ (カタカナ)<br>商号、名称又は氏名  |                                       |                                  |       |
| フリガナ (カタカナ)<br>住所又は本店所在地  |                                       |                                  |       |
| フリガナ (カタカナ)<br>営業所の名称     |                                       |                                  |       |
| フリガナ (カタカナ)<br>営業所の所在地    |                                       |                                  |       |
| 事業の種類                     |                                       |                                  |       |
| フリガナ (カタカナ)<br>旧商号、名称又は氏名 |                                       |                                  |       |
| フリガナ (カタカナ)<br>旧住所又は本店所在地 |                                       |                                  |       |
| フリガナ (カタカナ)<br>旧営業所の名称    |                                       |                                  |       |
| フリガナ (カタカナ)<br>旧営業所の所在地   |                                       |                                  |       |
| 旧事業の種類                    |                                       |                                  |       |
| 個人                        | 生年月日 年 月 日<br>1 明治 3 昭和<br>2 大正 4 平成  | (フリガナ)                           |       |
|                           | 職 業                                   | 勤務先名称                            |       |
|                           |                                       | 勤務先住所                            |       |
| 法人                        | 設立年月日 年 月 日<br>1 明治 3 昭和<br>2 大正 4 平成 | (フリガナ)                           | 代表者役職 |
|                           |                                       | 代表者氏名                            |       |
|                           | 資本金額(百万円)                             |                                  |       |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 事務上の連絡先<br>及び担当者名 |  |
| 電話番号              |  |

2 上記共同保有者の議決権保有割合(リ)

|                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| 共同保有者が保有する銀行又は銀行持株会社の議決権の数 | (A)                |
| 銀行又は銀行持株会社の総株主の議決権         | (B)                |
| 議決権保有割合                    | $(A/B \times 100)$ |
| 直前の届出書等に記載された議決権保有割合       |                    |

第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者、その他保有者及び共同保有者(カ)

|    |  |    |  |    |  |
|----|--|----|--|----|--|
| 1  |  | 21 |  | 41 |  |
| 2  |  | 22 |  | 42 |  |
| 3  |  | 23 |  | 43 |  |
| 4  |  | 24 |  | 44 |  |
| 5  |  | 25 |  | 45 |  |
| 6  |  | 26 |  | 46 |  |
| 7  |  | 27 |  | 47 |  |
| 8  |  | 28 |  | 48 |  |
| 9  |  | 29 |  | 49 |  |
| 10 |  | 30 |  | 50 |  |
| 11 |  | 31 |  | 51 |  |
| 12 |  | 32 |  | 52 |  |
| 13 |  | 33 |  | 53 |  |
| 14 |  | 34 |  | 54 |  |
| 15 |  | 35 |  | 55 |  |
| 16 |  | 36 |  | 56 |  |
| 17 |  | 37 |  | 57 |  |
| 18 |  | 38 |  | 58 |  |
| 19 |  | 39 |  | 59 |  |

20

40

60

## 2 上記提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権保有割合(3)

|  |             |
|--|-------------|
| 提出者、その他保有者及び共同保有者が保有する銀行又は銀行持株会社の議決権の数 | (A)         |
| 銀行又は銀行持株会社の総株主の議決権                     | (B)         |
| 議決権保有割合                                | (A/B × 100) |
| 直前の届出書等に記載された議決権保有割合                   |             |

(記載上の注意)

## 1 一般的事項

- (A) 「その他保有者」とは、銀行法第3条の2第1項第2号から第5号まで及び第7号の規定により、提出者が保有するものとみなされる議決権のうち、提出者が保有している議決権以外の議決権の保有者をいう。
- (B) 記載事項のうち「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」には、提出者及びその他保有者の議決権の保有状況について記載し、「3 その他保有者」には、その他保有者がいる場合にのみ、その他保有者ごとに別々に、各その他保有者の議決権の保有状況について記載すること。「第2 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ、共同保有者ごとに別々に、各共同保有者の議決権の保有状況について記載すること。「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」には、その他保有者又は共同保有者がいる場合にのみ、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。また、その他保有者がいない場合には、この様式のうち「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「3 その他保有者」に係る部分、共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分、その他保有者及び共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- (C) 銀行議決権保有届出書又は変更報告書(以下この様式において「届出書等」という。)の提出者が、その他保有者(総株主の議決権の100分の5を超える議決権を保有するその他保有者に限る。)及び共同保有者全員の委任を受けて当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者全員の届出書等をもつて提出する場合には、当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」に記載するとともに、これらの者の議決権の保有状況を一括して「第3 提出者、その他保

有者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち当該その他保有者に係る「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「3 その他保有者」及び「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分は提出することを要しない。

- (D) 変更報告書は、議決権保有割合に百分の一以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は保有の目的の変更、その他保有者の変更又は商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は保有の目的の変更、提出者及びその他保有者の議決権保有割合の変更、共同保有者の変更又は商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は議決権保有割合の変更その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。なお、他の法令に基づき、上記事項に係る変更の報告等を行っている場合には、当該事項に係る変更報告書を提出することを要しない。
- (E) 変更報告書の提出に当たっては、銀行議決権保有届出書の記載事項の全てについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」の「(1) 提出者の概要」欄、「3 その他保有者」の「(1) その他保有者の概要」欄又は「第2 共同保有者に関する事項」の「1 共同保有者」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「1 銀行又は銀行持株会社」及び「2 提出者」の「(1) 提出者の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。
- (F) のある欄は、該当する番号を で囲むこと。
- (G) 届出書等に係る訂正報告書については、株式の発行者である銀行又は銀行持株会社の名称、提出者の商号、氏名又は名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される届出書等の届出又は報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

## 2 個別事項

### (イ) 表題

表題の欄は、銀行議決権保有届出書又は変更報告書のいずれか該当しないものを消し、変更報告書である場合には、銀行議決権保有届出書を提出した後、最初に提出した変更報告書から数えた通し番号を記入すること。

### (ロ) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地

- (1) 届出書等の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記入し、押印すること。なお、代理人が提出する場合には、届出書等の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書等の提出に関する一切

の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書等 1 通につき 1 通ずつ添付すること。

- (2) 届出書等の提出者が、その他保有者（総株主の議決権の 100 分の 5 を超える議決権を保有するその他保有者に限る。）及び共同保有者全員の委任を受けて当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者が、その氏名又は名称及び住所又は本店所在地を届出書等の一頁目のみに記入し、押印すること。なお、当該その他保有者及び当該共同保有者が、当該提出者に届出書等の提出に関する一切の行為につき、当該その他保有者及び当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書等 1 通につき 1 通ずつ添付すること。
- (3) 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記入し、代表者印を押印すること。

(H) 届出又は報告義務発生日

銀行議決権保有届出書にあつては、総株主の議決権の 100 分の 5 を超える議決権の保有者となった日を、変更報告書にあつては当該変更報告書に記載すべき変更があつた日を記載すること。

第 1 提出者及びその他保有者に関する事項

(二) 提出形態

届出書等の提出者が、その他保有者（総株主の議決権の 100 分の 5 を超える議決権を保有するその他保有者に限る。）及び共同保有者全員の委任を受けて当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には「1 連名」を で囲み、それ以外の場合には「2 その他」を で囲むこと。

(ホ) 提出者の概要

- (1) 「1 個人、2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。法人の場合には、会社形態について該当する番号を で囲み、該当するものがない場合には、「合名会社」、「合資会社」等、具体的に記載すること。銀行法第 3 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する法人でない団体である場合には、当該団体を保有者として提出せず、業務執行組合員等を保有者として提出すること。また、この場合、その旨を「1 個人」の括弧内に記載すること。
- (2) 提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧商号、名称又は氏名」、「旧住所又は本店所在地」、「旧営業所の名称」、「旧営業所の所在地」又は「旧事業の種類」欄に、変更前の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類を記載すること。

- (3) 「営業所の名称」、「営業所の所在地」及び「事業の種類」欄には、当該提出者が事業を行っている場合にのみ記載すること。
  - (4) 「事業の種類」欄には、届出書等の提出義務が発生した日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。
  - (5) 提出者が個人である場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項をそれぞれ記載すること。
  - (6) 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。
  - (7) 「資本金額」欄には、資本金額又は出資総額を記載すること。
- (A) 保有の目的
- (1) 「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。
  - (2) 保有の目的の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧保有の目的」欄に、変更前の保有の目的を記載すること。
- (B) 取得資金
- (1) 取得資金（累計）の内訳  
届出又は報告義務が発生した日に保有する議決権を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「その他」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、具体的な取得資金を記載すること。
  - (2) 借入金の内訳  
「取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」（証券取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。
- (F) その他保有者
- その他保有者がいる場合に、「第1 提出者その他保有者に関する事項」の「2 提出者」に準じて記載すること。
- (I) 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合
- (1) 議決権保有割合は、その日の取引が全て終了した後に提出者が保有する議決権の状況により記載すること。
  - (2) 「提出者及びその他保有者が保有する銀行又は銀行持株会社の議決権の数」欄には、提出者及びその他保有者が保有する当該提出者がその総株主の議決権の100分の5を超える議決権の保有者である銀行又は銀行持株会社の議決権の数を記載すること。
  - (3) 「その他保有者が保有する銀行又は銀行持株会社の議決権の数」欄には、(2)の内数として、その他保有者が保有する当該銀行又は当該銀行持株会社の議決権の数を記載すること。

- (4) 「銀行又は銀行持株会社の総株主の議決権」欄には、届出又は報告義務が発生した日の当該銀行又は当該銀行持株会社の総株主の議決権を記載すること。
  - (5) 「議決権保有割合」欄には、小数点以下3桁を四捨五入して小数点以下2桁まで算出した割合を記載すること。
  - (6) 「直前の届出書等に記載された議決権保有割合」欄には、変更報告書を提出する場合に、当該変更報告書の直前の報告書に記載された議決権保有割合を記載すること。
- (ヌ) 銀行又は銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況
- (1) 銀行法第52条の3第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合以外の場合にのみ記載すること。
  - (2) 届出又は報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、届出又は報告義務が発生した日までの間の議決権の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算して記載すること。
  - (3) 「取引又は処分を行った者」欄には、取得又は処分を行った者の商号、名称又は氏名を記載すること。
  - (4) 「議決権の数」欄には、取得し、又は処分した議決権の数を記載すること。
  - (5) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。
- (ル) 銀行又は銀行持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況
- (1) 銀行法第52条の3第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合にのみ記載すること。
  - (2) 届出又は報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、届出又は報告義務が発生した日までの間の議決権の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算して記載すること。
  - (3) 「議決権の数」欄には、取得し、又は処分した議決権の数を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。
  - (4) 「取得又は処分の別」欄は、該当する番号を で囲むこと。
  - (5) 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によ

って譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その理由を明記した上で、この欄に記載することを要しない。

- (6) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。

## 第2 共同保有者に関する事項

### (7) 共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」に準じて記載すること。

### (7) 上記共同保有者の議決権保有割合

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「4 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合」に準じて記載すること。

## 第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表

### (a) 提出者、その他保有者及び共同保有者

その他保有者又は共同保有者がいる場合に、提出者、その他保有者及び共同保有者の氏名又は名称のみを記載すること。

### (a) 上記提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権保有割合

その他保有者又は共同保有者がいる場合に、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の数を合計して、「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「4 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合」に準じて記載すること。

銀行法第 52 条の 4 第 1 項に基づく銀行議決権保有届出書・  
銀行法第 52 条の 4 第 2 項に基づく変更報告書 (NO. )

年 月 日

財務(支)局長 殿

氏名又は名称 印  
住所又は本店所在地  
届出又は報告義務発生日 年 月 日

第 1 提出者及びその他保有者に関する事項

1 銀行又は銀行持株会社

|                    |  |                          |               |
|--------------------|--|--------------------------|---------------|
| 銀行又は銀行持株<br>会社の名称  |  | 提出者、その他保有者<br>及び共同保有者の総数 |               |
| 本店又は主たる<br>事務所の所在地 |  | 提出形態(ニ)                  | 1 連名<br>2 その他 |

2 提出者

(1) 提出者の概要

|   |  |
|---|--|
| 1 個人( )<br>2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他( )) |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>商号、名称又は氏名                 |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>住所又は本店所在地                 |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>営業所の名称                    |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>営業所の所在地                   |  |
| 事業の種類                                   |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧商号、名称又は氏名                |  |

|                          |                                       |        |       |
|--------------------------|---------------------------------------|--------|-------|
| フリガナ（カタカナ）<br>旧住所又は本店所在地 |                                       |        |       |
| フリガナ（カタカナ）<br>旧営業所の名称    |                                       |        |       |
| フリガナ（カタカナ）<br>旧営業所の所在地   |                                       |        |       |
| 旧事業の種類                   |                                       |        |       |
| 個人                       | 生年月日 年 月 日<br>1 明治 3 昭和<br>2 大正 4 平成  | (フリガナ) |       |
|                          | 職業                                    | 勤務先名称  |       |
|                          |                                       | 勤務先住所  |       |
| 法人                       | 設立年月日 年 月 日<br>1 明治 3 昭和<br>2 大正 4 平成 | (フリガナ) | 代表者役職 |
|                          | 資本金額（百万円）                             | 代表者氏名  |       |
|                          |                                       |        |       |
| 事務上の連絡先<br>及び担当者名        |                                       |        |       |
| 電話番号                     |                                       |        |       |

(2) 保有の目的

|        |  |
|--------|--|
| 保有の目的  |  |
| 旧保有の目的 |  |

3 その他保有者

(1) その他保有者の概要

|   |  |
|---|--|
| 1 個人（ ）<br>2 法人（1 株式会社 2 有限会社 3 その他（ ）） |  |
| フリガナ（カタカナ）<br>商号、名称又は氏名                 |  |
| フリガナ（カタカナ）<br>住所又は本店所在地                 |  |
| フリガナ（カタカナ）<br>営業所の名称                    |  |
| フリガナ（カタカナ）<br>営業所の所在地                   |  |

|                          |                                       |        |       |
|--------------------------|---------------------------------------|--------|-------|
| 事業の種類                    |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧商号、名称又は氏名 |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧住所又は本店所在地 |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧営業所の名称    |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧営業所の所在地   |                                       |        |       |
| 旧事業の種類                   |                                       |        |       |
| 個人                       | 生年月日 年 月 日<br>1 明治 3 昭和<br>2 大正 4 平成  | (フリガナ) |       |
|                          | 職 業                                   | 勤務先名称  |       |
|                          |                                       | 勤務先住所  |       |
| 法人                       | 設立年月日 年 月 日<br>1 明治 3 昭和<br>2 大正 4 平成 | (フリガナ) | 代表者役職 |
|                          | 資本金額(百万円)                             | 代表者氏名  |       |
|                          |                                       |        |       |
| 事務上の連絡先及び担当者名            |                                       |        |       |
| 電話番号                     |                                       |        |       |

(2) 保有の目的

|        |  |
|--------|--|
| 保有の目的  |  |
| 旧保有の目的 |  |

4 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合

|                                  |                    |
|----------------------------------|--------------------|
| 提出者及びその他保有者が保有する銀行又は銀行持株会社の議決権の数 | (A)                |
| その他保有者が保有する銀行又は銀行持株会社の議決権の数      |                    |
| 銀行又は銀行持株会社の総株主の議決権               | (B)                |
| 議決権保有割合                          | $(A/B \times 100)$ |
| 直前の届出書等に記載された議決権保有割合             |                    |

第2 共同保有者に関する事項

1 共同保有者

|  |                                       |        |       |
|--|---------------------------------------|--------|-------|
| 1 個人( )<br>2 法人( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他( )) |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>商号、名称又は氏名                  |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>住所又は本店所在地                  |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>営業所の名称                     |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>営業所の所在地                    |                                       |        |       |
| 事業の種類                                    |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧商号、名称又は氏名                 |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧住所又は本店所在地                 |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧営業所の名称                    |                                       |        |       |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧営業所の所在地                   |                                       |        |       |
| 旧事業の種類                                   |                                       |        |       |
| 個人                                       | 生年月日 年 月 日<br>1 明治 3 昭和<br>2 大正 4 平成  | (フリガナ) |       |
|  | 職業                                    | 勤務先名称  |       |
| 法人                                       | 設立年月日 年 月 日<br>1 明治 3 昭和<br>2 大正 4 平成 | (フリガナ) | 代表者役職 |
|  | 資本金額(百万円)                             | 代表者氏名  |       |
|  | 事務上の連絡先<br>及び担当者名                     |        |       |
| 電話番号                                     |                                       |        |       |

2 上記共同保有者の議決権保有割合

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 共同保有者が保有する銀行又は銀行持株会社の議決権の数 | (A)         |
| 銀行又は銀行持株会社の総株主の議決権         | (B)         |
| 議決権保有割合(A/B)               | (A/B × 100) |
| 直前の届出書等に記載された議決権保有割合       |             |

第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者、その他保有者及び共同保有者

|    |  |    |  |    |  |
|----|--|----|--|----|--|
| 1  |  | 21 |  | 41 |  |
| 2  |  | 22 |  | 42 |  |
| 3  |  | 23 |  | 43 |  |
| 4  |  | 24 |  | 44 |  |
| 5  |  | 25 |  | 45 |  |
| 6  |  | 26 |  | 46 |  |
| 7  |  | 27 |  | 47 |  |
| 8  |  | 28 |  | 48 |  |
| 9  |  | 29 |  | 49 |  |
| 10 |  | 30 |  | 50 |  |
| 11 |  | 31 |  | 51 |  |
| 12 |  | 32 |  | 52 |  |
| 13 |  | 33 |  | 53 |  |
| 14 |  | 34 |  | 54 |  |
| 15 |  | 35 |  | 55 |  |
| 16 |  | 36 |  | 56 |  |
| 17 |  | 37 |  | 57 |  |
| 18 |  | 38 |  | 58 |  |
| 19 |  | 39 |  | 59 |  |
| 20 |  | 40 |  | 60 |  |

## 2 上記提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権保有割合

|  |                    |
|--|--------------------|
| 提出者、その他保有者及び共同保有者が保有する銀行又は銀行持株会社の議決権の数 | (A)                |
| 銀行又は銀行持株会社の総株主の議決権                     | (B)                |
| 議決権保有割合                                | $(A/B \times 100)$ |
| 直前の届出書等に記載された議決権保有割合                   |                    |

(記載上の注意)

### 1 一般的事項

- (A) 「その他保有者」とは、銀行法第3条の2第1項第2号から第5号まで及び第7号の規定により、提出者が保有するものとみなされる議決権の数のうち、提出者が保有している議決権以外の議決権の保有者をいう。
- (B) 記載事項のうち「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」には、提出者及びその他保有者の議決権の保有状況について記載し、「3 その他保有者」には、その他保有者がいる場合にのみ、その他保有者ごとに別々に、各その他保有者の議決権の保有状況について記載すること。「第2 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ、共同保有者ごとに別々に、各共同保有者の議決権の保有状況について記載すること。「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」には、その他保有者又は共同保有者がいる場合にのみ、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。また、その他保有者がいない場合には、この様式のうち「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「3 その他保有者」に係る部分、共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分、その他保有者及び共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- (C) 銀行議決権保有届出書又は変更報告書(以下この様式において「届出書等」という。)の提出者が、その他保有者(総株主の議決権の100分の5を超える議決権を保有するその他保有者に限る。)及び共同保有者全員の委任を受けて当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」に記載するとともに、これらの者の議決権の保有状況を一括して「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち当該その他保有者に係る「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「3 その他保有者」及び「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分は提出することを要

しない。

- (D) 変更報告書は、議決権保有割合に百分の一以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は保有の目的の変更、その他保有者の変更又は商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は保有の目的の変更、提出者及びその他保有者の議決権保有割合の変更、共同保有者の変更又は商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は議決権保有割合の変更その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。ただし、保有目的が銀行又は銀行持株会社の営業活動を支配することに変更した場合及び議決権保有割合が百分の十を超えた場合には、別紙様式第 10 号の 2 により変更報告書を提出すること。なお、他の法令に基づき、上記事項に係る変更の報告等を行っている場合には、当該事項に係る変更報告書を提出することを要しない。
- (E) 変更報告書の提出に当たっては、銀行議決権保有届出書の記載事項の全てについて、基準日又は基準日以外の月末の日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第 1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」の「(1) 提出者の概要」欄、「3 その他保有者」の「(1) その他保有者の概要」欄又は「第 2 共同保有者に関する事項」の「1 共同保有者」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第 1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「1 銀行又は銀行持株会社」及び「2 提出者」の「(1) 提出者の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。
- (F) のある欄は、該当する番号を で囲むこと。
- (G) 届出書等に係る訂正報告書については、株式の発行者である銀行又は銀行持株会社の名称、提出者の商号、氏名又は名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される届出書等の届出又は報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

## 2 個別事項

別紙様式第 10 号の 2 に準じて記載すること。

別紙様式第 10 号の 4 ( 第 34 条の 5 第 7 項、第 8 項関係 )

( 日本工業規格 A 4 )

銀行法第 52 条の 4 第 3 項に基づく届出書・変更届出書(1)

年 月 日

財務(支)局長 殿

氏名又は名称 印( )  
住所又は本店所在地 ( )

1 提出者の概要(ハ)

|  |  |
|--|--|
| 1 個人<br>2 法人( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他( ) ) |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>商号、名称又は氏名                |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>住所又は本店所在地                |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>営業所の名称                   |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>営業所の所在地                  |  |
| 事業の種類                                  |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧商号、名称又は氏名               |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧住所又は本店所在地               |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧営業所の名称                  |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>旧営業所の所在地                 |  |

|        |                                       |        |       |
|--------|---------------------------------------|--------|-------|
| 旧事業の種類 |                                       |        |       |
| 個人     | 生年月日 年 月 日<br>1 明治 3 昭和<br>2 大正 4 平成  | (フリガナ) |       |
|        | 職業                                    | 勤務先名称  |       |
|        |                                       | 勤務先住所  |       |
| 法人     | 設立年月日 年 月 日<br>1 明治 3 昭和<br>2 大正 4 平成 | (フリガナ) | 代表者役職 |
|        | 資本金額(百万円)                             | 代表者氏名  |       |
|        | 事務上の連絡先及び担当者名                         |        |       |
| 電話番号   |                                       |        |       |

2 基準日(ニ)

|      |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 新基準日 | 月末日 | 月末日 | 月末日 | 月末日 |
|------|-----|-----|-----|-----|

|      |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 旧基準日 | 月末日 | 月末日 | 月末日 | 月末日 |
|------|-----|-----|-----|-----|

|             |  |
|-------------|--|
| 基準日変更の理由(ホ) |  |
|-------------|--|

3 提出者の類型(ハ)

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 第34条の5第1号に該当 | 2 第34条の5第2号に該当 |
| 3 第34条の5第3号に該当 |                |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 銀行等である共同保有者の商号、名称又は氏名   |  |
| フリガナ(カタカナ)<br>商号、名称又は氏名 |  |

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (A) 第34条の5第2項第3号に規定する銀行等は、その共同保有者(将来共同保有者となる者を含む。)の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出できるものとする。
- (B) 変更届出書は、基準日を変更する場合にはあらかじめ、提出者の商号、名称又は氏

名に変更があった場合にはすみやかに提出すること。

- (C) 変更届出書の提出に当たっては、変更のあった事項だけでなく、基準日の届出書の記載事項の全てについて記載すること。

## 2 個別事項

### (イ) 表題

表題の欄は、基準日の届出書又は変更届出書のいずれか該当しないものを消すこと。

### (ロ) 商号、名称又は氏名

- (1) 提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入し、押印すること。なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書 1 通につき 1 通ずつ添付すること。
- (2) 提出者が、第 34 条の 5 第 2 項第 3 号に規定する銀行等である場合であって、当該提出者が共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出する場合には、当該提出者がその商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入し、押印すること。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書 1 通につき 1 通ずつ添付すること。
- (3) 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称、代表者の役職及び氏名を記入し、代表者印を押印すること。

### (ハ) 提出者の概要

別紙様式第 10 号の 2 の「第 1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」の「(1) 提出者の概要」に準じて記載すること。

### (ニ) 基準日

基準日の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に任意の 3 月毎の月末日を記載し、「旧基準日」欄には記載しないこと。変更届出書を提出する場合には、「新基準日」欄には変更後の基準日（任意の 3 月毎の月末日）を記載し、「旧基準日」欄には変更前の基準日を記載すること。

### (ホ) 基準日変更の理由

基準日の変更を届け出る場合に、その理由を具体的に記載すること。

### (ハ) 提出者の類型

- (1) 提出者が該当する類型の番号を で囲むこと。
- (2) 「銀行等である共同保有者の商号、名称又は氏名」欄には、提出者が第 34 条の 5 第 2 項第 3 号に掲げる者に該当する場合（将来該当する場合を含む。）に、当該提出者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）であって、第 34 条の 5 第

2項第1号又は第2号に掲げる者に該当する者の商号、名称又は氏名を1つ記載すること。